平成２６年（フ）第１０２号
宮崎市学園木花台北３丁目１番地　県営住宅18棟７号
債務者　柳　みつ子
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第３１５号
兵庫県伊丹市荻野７丁目52番地１　ヴィラ荻野204号、前住所兵庫県伊丹市北野３丁目15番地２
債務者　畑山　杏子
1　決定年月日時　平成26年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月11日まで　神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第４８号
兵庫県宝塚市高司１丁目８番25号　メゾンドール宝塚502
債務者　一野　真弓
1　決定年月日時　平成26年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月11日まで　神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第５６号
兵庫県伊丹市野間８丁目２番60―304号
債務者　樫山　　誠
1　決定年月日時　平成26年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月11日まで　神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第６５号
兵庫県伊丹市堀池１丁目６番20号
債務者　川﨑　利彦
1　決定年月日時　平成26年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月11日まで　神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第１４６号
兵庫県西宮市田代町19番12―205号
債務者　小池裕美子
1　決定年月日時　平成26年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月11日まで　神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第２８号
佐賀県佐賀市紺屋町１番10号　オメガシティ106
債務者　松尾　　光
1　決定年月日時　平成26年４月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月11日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３１号
佐賀県小城市三日月町久米1215番地２、住民票上の住所佐賀県佐賀市若宮２丁目８番13号久保アパート北３号
債務者　中野工務店こと　中野　　稔
1　決定年月日時　平成26年４月９日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月11日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第４２号
佐賀県佐賀市大和町大字東山田4494番地４　コーポ大和リバーサイド102号
債務者　久保塗装こと　久保　匡樹
1　決定年月日時　平成26年４月９日午前11時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月11日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第７２号
大分市大字寒田258番地の１　トレステーラＳＨＩＮⅡ―Ｃ
債務者　立石　誠二
1　決定年月日時　平成26年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月11日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第７３号
大分市大字寒田258番地の１　トレステーラＳＨＩＮⅡ―Ｃ
債務者　立石　英理
1　決定年月日時　平成26年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月11日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第９２号
大分市大字奥田809番地の19　渡辺アパート１Ｆ、住民票上の住所大分市大字関園447番地の１
債務者　富士持玲子
1　決定年月日時　平成26年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月11日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第３５号
青森県弘前市大字松原西１丁目９番地35
債務者　石川しのぶ
1　決定年月日時　平成26年４月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月12日まで　青森地方裁判所弘前支部

平成２６年（フ）第１０２号
千葉県松戸市南花島中町252番地の７　第８泉マンション305号
債務者　米井　　清
1　決定年月日時　平成26年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月12日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第１１４号
千葉県柏市明原３丁目16番18号　ジュネパレス柏第44―202号
債務者　鈴木　昌彦
1　決定年月日時　平成26年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月12日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第１１８号
千葉県松戸市日暮５丁目189番地　ジュネパレス松戸第22―404号
債務者　正田　裕子
1　決定年月日時　平成26年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月12日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第１２６号
千葉県松戸市新松戸２丁目176番地　キャッスル新松戸401号
債務者　住谷　哲治
1　決定年月日時　平成26年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月12日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部